

「糸魚川市被災住宅等復旧支援事業補助金」に関するお問い合わせ(Q&A)

No.	ご質問(Q)	回答(A)
手続き関係		
1	(申請者) 申請者は誰になりますか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象者に該当すればどなたでも申請可能です。 ● 1つの借入契約において債務者(被災者に限ります。)が複数の場合は、債務者のうちいずれか1人を申請者とします。 <p>※事業所は対象外です。</p>
2	(罹災証明書) 罹災証明書の添付は必須ですか？	市から罹災証明を受けていない方で応急危険度判定で危険(赤)または要注意(黄)の判定を受けた方は罹災証明書がなくても申請できます。
3	(応急危険度判定) 応急危険度判定で危険(赤)もしくは要注意(黄)の判定を受けた証明は必要ですか？	市で確認できるため不要です。
4	(金利の変更) 返済の途中で金利が変わった場合どうなりますか？	特に手続きはありません
5	(補助期間) 融資を受けてから5年以内とありますが5年より短くなるのはどのような場合ですか？	融資の借入期間が5年より短い場合です。 ※その場合補助期間が借入期間と同じ期間となります。
6	(交付決定の時期) 交付決定はいつ頃ですか？	申請内容を審査するため申請書提出から2週間を目安としてください。
7	(補助金の支払い) 補助金はいつ交付されますか？	交付決定後に指定口座に振込みます。申請書提出から約1か月を目安としてください。 ※振込先は申請者の本人口座に限ります。
対象借入用途		
8	(空き家、商業施設) 空き家や商業施設の補修費用は対象になりますか？	対象外です。 ※対象となるのは生活再建のため被災者の方が居住する住宅の建設・購入または補修の費用です。

裏面へ続きます。

9	(解体費用、敷地の修繕費用) 解体費用や擁壁、ブロック塀の修繕等の費用は対象になりますか？	対象になります。 ※ただし住宅の建設・購入または補修の伴わない解体のみの費用は対象外です。
10	(アパート、マンション、借家) 賃貸契約を結んでいる住宅は対象になりますか？	対象外です。
11	(引っ越し) アパート等への引っ越し費用は対象になりますか？	対象になります。
12	(家財) 家財の購入費用は対象になりますか？	対象外です。 ※金融機関等の災害特別対策融資の対象に家財の購入費が含まれているものがありますが家財の購入費分の融資は補助金の対象外となります。
13	(対象借入用途) 市はどうやって対象借入用途を確認するのですか？	申請の際に添付される住宅の建設・購入または補修の見積書で確認しています。
補助金の計算方法		
14	(利息総額) 補助期間分の利息総額はどうやって計算すればいいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入期間が5年よりも長い場合 金融機関等が発行する償還予定表の1か月目から60か月目までの利息額の合計となります。 ● 借入期間が5年以下の場合 償還予定表に表示されている完済までの利息額の合計となります。 <p>※補助金額の詳しい計算方法についてはチラシをご覧ください。</p>
その他		
15	(有償譲渡) 再建した住宅を補助期間内に有償で譲渡することはできますか？	できません。 ※補助期間内に再建した住宅の有償譲渡が発覚した場合、補助金の返還対象となる場合があります。